

債権者各位

ご 報 告 (その4)

破産管財人 内 田 実

去る2月6日の東京神田須田町のケフィアビルに対する搜索差押に続き、平成31年2月15日朝、長野県飯田市の農園グループ関係施設に対しても、警視庁生活安全部による搜索差押が行われました。容疑は同じ出資法違反とのことです。管財人による施設の売却準備のため不良在庫などは廃棄されていたこともあり、搜索差押作業は昼過ぎに終了しました。それと前後して、管財人の保有する書類やデータについても任意提出を求められましたので、管財業務に支障のない手順を踏んだうえで、順次提出いたしました。

既に報道などによりご存知と思いますが、かぶちゃん農園(株)代表者の鏑木武弥氏は、2月11日、亡くなりました。自殺とみられているようです。当職は、2月19日、同氏個人の破産管財人として通夜に出席致しました。今後、同氏の破産手続は、破産法の定めにより、相続財産(破産開始決定後の新得財産は除く)の破産手続として、続行することになります。当職としては、鏑木武弥氏のご冥福をお祈りするとともに、従前どおり同氏の資産の整理などの破産管財業務を遂行してゆく所存です。

一連の捜査関係の諸手続きがありました。ケフィア事業振興会の資産処分などの管財業務に大きな支障はなく、本社ビル(3月20日までに明渡し完了予定)から新しい管財人室への移転も終了しました。コールセンターの電話番号にも変更はありません。

最近、「民事訴訟通達センター」、「交付要求庁」など明らかに存在しない官庁からのはがきや通知が債権者の皆さまに届いているとの情報が寄せられました。マスコミでも同じような官庁をかたる通知が出されているとの報道があります。破産管財人が皆さまにお金を要求したり、まだ債権調査もしていないのに配当の通知をすることは絶対にありません。本件でも2次被害にあわれないよう債権者の皆さまには十分注意されるように望みます。

以上